

## 再就職の規制等について

平成27年4月1日から、独立行政法人通則法の一部改正により、役職員の再就職の適正化が図られることとなりました。

国立大学法人は公的な性格を有する法人であり、その業務運営における高い公正性や国民からの信頼を確保する必要があることから、国家公務員と同様に、再就職規制が導入されるものであります。

本学においても、新たに「国立大学法人東京外国語大学役職員の再就職等の規制に関する規程」を制定いたしましたので、違漏のないよう十分ご留意願います。

なお、ご不明点等ありましたら、人事労務課(内線:5127)までお問い合わせ下さい。

### <参考>

#### 1 国家公務員の再就職の規制等に係る指針

国家公務員の再就職に関し、天下りのあっせんの根絶を図るため、任命権者は、公務の能率的な運営を確保しつつ、国家公務員法に規定された再就職等規制を厳格に遵守するとともに情報公開を進める等により、公務に対する国民の信頼確保を図る。

#### 2 再就職情報の一元管理・公表等

再就職情報について、政府としての一元管理及び国民への情報公開を的確に実施する観点から、任命権者は、管理職職員に対し、離職後2年間の再就職情報について適切かつ速やかに各種届出を行うよう、指導・周知の徹底を図る。

また、任命権者は、当該届出に係る情報に基づき、再就職等規制及びこの基本方針の遵守を確認するなど、適切に事務を遂行する。

さらに、内閣総理大臣は、これらの届出に係る情報を四半期ごとに取りまとめ、国家公務員法第106条の25第1項の規定に基づき閣議報告し、併せてその内容について公表する。また、政府は、同条第2項の規定に基づき、毎年度、報告を取りまとめ、公表する。

# 再就職あっせんの禁止

(第4条関係)

現職の役職員が密接関係法人等(※1)に対し、

- ① 他の職員・職員OBを、当該密接関係法人等に再就職させることを目的として、
  - (1) 他の職員・職員OBに関する情報を提供すること
  - (2) 再就職させようとする地位に関する情報提供を依頼すること
- ② 他の職員・職員OBを、当該密接関係法人等に再就職させるよう要求又は依頼すること

現職の役職員が営利企業等(※2)に対し、

- ① 自ら又は他の役職員等(非常勤を含む)が行う法令等違反行為(※3)の見返りとして、他の役職員(非常勤を含む)の営利企業等への再就職をあっせんすることは禁止されています。

(例)



職員

- 他の職員・職員OBの名前・職歴の提供
- 職務内容や待遇等の求人情報の照会
- 他の職員・職員OBの再就職の要求、依頼



他の職員・職員OB



密接関係法人等  
営利企業等

(注)再任用職員(短時間勤務を含む。)や任期付職員であっても規制の対象となります。

なお、円滑な再就職に特に配慮する次に掲げる業務に従事している役職員を密接関係法人等の地位に就かせる目的で行う場合はあっせんは禁止されていません。

- 基礎研究、福祉に関する業務、研究開発に関する業務(基礎研究を除く。)

→※教員は基礎研究を行うことから、一般的に、上記①と②のあっせん規制の適用を受けません。

- 大学その他の教育研究機関において専ら研究又は教育に従事する者であって任期(10年以内に限る。)を定めて専ら研究又は教育に従事する職員として採用された他の役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。
- 職員をいわゆる現役出向させることを目的として行うとき。

#### ※1 密接関係法人等

情報の提供、依頼又は要求等の禁止行為の日より前5年間に係る事業年度のいずれかにおいて、本学との間に締結した売買、賃借、請負その他の契約の総額が2千万円以上である営利企業等であって、当該契約の総額の当該事業年度における売上額又は仕入額等の総額の占める割合が25%以上であるものや、許認可等又は補助金等の交付に係る申請中の期間がある営利企業等をいう。(独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第13条)

#### ※2 営利企業等

商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、準用通則法第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く)をいう。この中には、私立大学や国立大学法人等が含まれる。

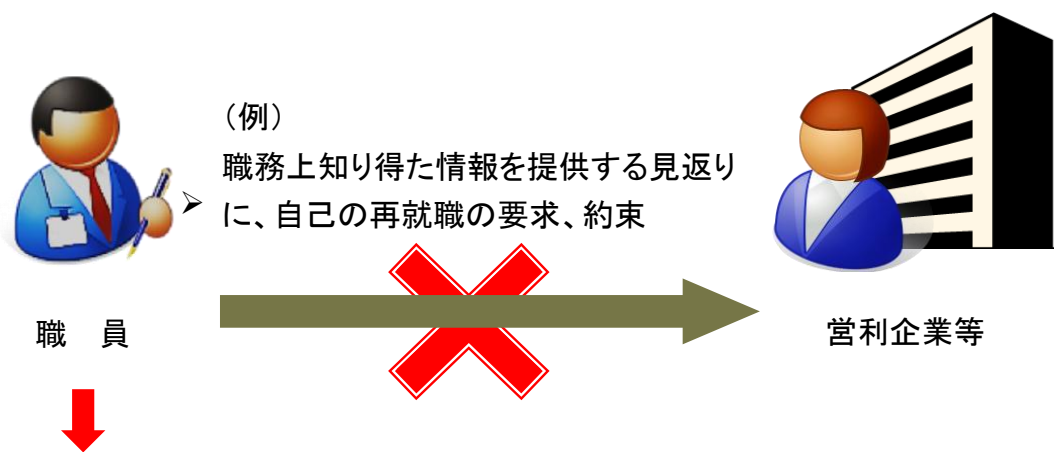
#### ※3 法令等違反行為

各法律、国立大学法人法等もしくは、本学が定める規定規則に違反する行為であって、例えば、職員就業規則第31条に違反して、在職中に知り得た情報を他に漏らすことや自己の職務や地位を私的に利用することなどが考えられる。

# 在職中の求職の規制

(第5条関係)

現職の役員又は職員(非常勤を含む)が営利企業等に対して、法令等違反行為の見返りとして、再就職することを要求又は約束することは禁止されています。



- 規制に違反して求職活動を行った場合、懲戒処分の対象となります。
- 不正な行為をすること等の見返りとして求職活動を行った場合も懲戒処分の対象となります。

(注) 特に、役員又は職員(非常勤を含む)が職務として携わる次の事務の相手方となる営利企業等(利害関係企業等)についてご注意下さい。

- ① 許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請(しよう)している営利企業等
- ② 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請(しよう)している営利企業等
- ③ 検査等(立入検査、監査又は監察)を受けている、又は受けようとしている営利企業等
- ④ 不利益処分をしようとする場合に名宛人となるべき営利企業等
- ⑤ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等
- ⑥ 契約(電気・ガス・水道等を除く)を締結している、又は契約の申込みを(しよう)している営利企業等
- ⑦ 犯罪の捜査又は公訴の提起を受けている、又は刑の執行を受ける営利企業等

# 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制 （第6条関係）

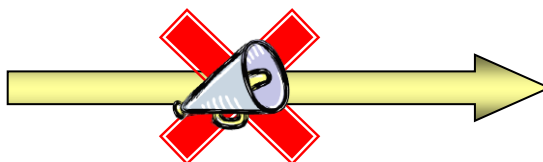
- 退職して営利企業等に再就職した役職員OBが、**離職前5年間**に在籍した部局等の役職員に対して、再就職先に関する契約等事務について、**離職後2年間**、職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼することは禁止されています。
- これらに違反する働きかけを受けた役職員は、学長に**届け出**なければなりません。

(例)

- 再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼
- 公になっていない情報を提供するよう要求、依頼
- 再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼
- 再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼



営利企業等に再就職した  
職員OB



職員



- 規制に違反して働きかけを行った場合、懲戒処分の対象となります。
- 不正な行為を行うよう働きかけを行った場合も、懲戒処分の対象となります。

- 届出義務に違反して届出を行わなかった場合、懲戒処分の対象となります。
- 不正な行為を行うよう働きかけを受け、これに応じ不正な行為を行った場合も、懲戒処分の対象となります。

- 「契約等事務」とは、①再就職者が地位に就いている営利企業等との間で締結される売買、貸借、請負、その他の契約、②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務などが該当します。
- 「要求又は依頼」とは、契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問(情報提供の要求)も規制の対象となります。

## 再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出 (第6条関係)

役員又は職員(非常勤を含む)は、営利企業等に再就職した本学元役職員から、以下のような働きかけを受けた場合は、別紙様式1号により、学長へ届け出なくてはなりません。

- ① 再就職者であって、離職後2年以内である者から、その者の離職前5年間の職務に属するものに関係する業務の契約等事務に関して、法令等違反行為の要求又は依頼があった場合
- ② 再就職者であって、離職後2年以内の役員又は管理職(※4)の地位にあった者から、契約等事務に関して、法令等違反行為の要求又は依頼があった場合
- ③ 再就職者から、再就職者自らが決定した契約等事務に関して、法令等違反行為の要求又は依頼があった場合

### ※4 管理職

職員給与規程第14条に規定する管理職手当を受ける者(主に、課長相当職以上、部局長、副部局長等)

## 在職中に営利企業等へ再就職の約束をした場合の届出 (第7条関係)

役職員(非常勤を除く)が、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合は、別紙様式2号により、速やかに学長へ届け出なくてはなりません。

また、約束の失効及び変更があった場合についても別紙様式3～4号により届出が必要となります。

なお、再就職先が私立大学や他の国立大学法人等(退職手当が通算される場合は除く)となる場合も該当いたしますので、再就職が決定した場合には、人事労務課までご相談下さい。

### 【別紙様式一覧】

- ・第1号 働きかけを受けた場合
- ・第2号 就職を約束した場合
- ・第3号 約束を変更した場合
- ・第4号 約束を失効した場合

# 再就職情報の届出イメージ

## 1. 在職中の再就職の約束



## 2. 退職後の再就職の約束

